

商品説明書

(平成23年4月1日現在)

1. 商品名	・ 納税準備預金／納税貯蓄組合預金
2. 期間	・ この預金には、払戻に関する期間の定めはありませんので、随時、払戻しできます。
3. ご利用可能な方	・ 納税準備預金 … 個人および法人のお客さま ・ 納税貯蓄組合預金 … 納税貯蓄組合の組合員(個人および法人)のお客さま
4. お預入れ方法 (1)お預入れ方法 (2)お預入れ金額	・ 当行の国内本支店窓口で、お預け入れいただけます。 ・ 原則として、国税または地方税(以下これらを「租税」といいます。)の納付準備資金の預入りに限ります。 ・ 1円以上、1円単位
5. 払戻方法 (1)払戻方法 (2)払戻金額	・ 口座開設店の窓口に関し、お引き出しいただけます。 ・ 原則として、払戻は預金者(または同居の親族)の租税納付にあてる場合に限り、かつ、 ・ 租税納付のために払戻すときは、納付書・納税告知書・その他租税納付のための書類の提出が必要です。 ・ 1円以上、1円単位
6. 利息 (1)適用金利 (2)利息決算 (3)計算方法 (4)課税	・ 市場金利の動向等に応じて毎日決定し店頭に表示する金利を、適用します。(変動金利) ・ 毎年2月と8月に、次の通り利息決算を行います。 ・ 2月第三日曜日の翌日から同年8月第三日曜日までについての利息を決算し、その翌日に利息を預金残高に組み入れます。 ・ 8月第三日曜日の翌日から翌年2月第三日曜日までについての利息を決算し、その翌日に利息を預金残高に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高について、付利単位を1円として、1年を365日とする日数計算をもとに、利息計算します。 ただし、その日の最終残高が1,000円未満の場合には、その日の分の利息は付きません。 ・ 原則、非課税です。 ・ ただし、租税納付以外の目的で払戻した場合には、次の通りとなります。 <納税準備預金の場合> その払戻日が属する利息決算期間の利息全額に対して、課税されます。 <納税貯蓄組合預金の場合> その払戻日が属する利息決算期間における納税外払戻金額に応じて、次の通りとなります。 ①納税外払戻金額の合計が10万円以下の場合 … 非課税 ②納税外払戻金額の合計が10万円を超える場合 … 課税(*) (*)その払戻日が属する利息決算期間の利息全額に対して、課税されます。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項 (1)普通預金等からの振替による預入れ (2)租税の自動納付	・ 別途、特約することにより、毎月一定の日に指定預金口座から納税準備預金に資金を自動的に振替えて預入れることができます。 なお、指定預金口座は、当座か普通預金に限ります。 ・ 自動振替ができる租税については、その納付書類にもとづいて、納税準備預金口座から自動的に引落して納付することができます。

9. 預金保険の適用	・ 預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。
10. 元本欠損リスクと要因	_____
11. 権利行使上の制限・中途解約の制限	・ やむをえず租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息決算期間の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の金利を適用します。
12. 想定されるリスク	_____
13. 当行の契約する指定紛争解決機関	<p>・ 当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱いに関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。</p> <p>《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
14. その他の説明事項	_____